

県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針（働きがいのある学校づくりに関する方針）

令和2年4月1日
兵庫県教育委員会

第1 趣旨

「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則（令和2年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）」に基づき、教育職員が所定の勤務時間及びそれ以外の時間について行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定める。

第2 在校等時間

(1) 在校等時間に含むもの

- ア 在校している時間（学校に出勤で到着した時間から、帰宅のため学校を出るまでの時間）
- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間

(2) 在校等時間に含まないもの

- ア 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研さんの時間その他業務外の時間
- イ 休憩時間

第3 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務等

規則第3条第2項に規定する児童生徒等に係る通常予見することのできない業務とは、次のとおりとする。

(1) 校長の命により行う、学校運営上の重大事案への対応業務

- ア 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- イ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
- ウ 重大な学校事故や、いじめや学級崩壊など、児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある事案への対応業務

(2) 校長の命により行う、非常災害時等における一時的又は突発的な緊急業務

非常災害時における児童もしくは生徒の保護又は緊急の防災もしくは復旧の業務

(3) その他別途協議により第3条第2項に該当すると認められる業務

上記(1)及び(2)のほか、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務であって学校長等の判断で見込みが立てられる業務については、規則第3条第2項に規定する時間及び月数の範囲内とすることができる。

(4) その他上限時間を適用しない業務

上記(1)～(3)の業務のうち、児童生徒等の生命に関わるなど特に重要なものであって、学校長等の判断で見込みが立てられない業務については、教育長に別途協議の上、規則第3条に規定する時間及び月数の範囲を適用しないことができる。

第4 本県の取組方針

(1) 働きがいのある学校づくりの推進

第3期「ひょうご教育創造プラン」の基本理念である「兵庫が育むところ豊かで自立する人づくり」の重点テーマである『未来への道を切り拓く力』の育成の実現には、教職員が、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、心身ともに健康で、その専門性を高め、指導力を発揮できることが重要である。

これを実現するため、県教育委員会では、事務局に設置する「兵庫県教育委員会働き方改革推進本部」において、県立学校における業務量の適切な管理と教職員の健康及び福祉の確保に向けた取組を検討し、元気でやりがいを感じられる働きがいのある学校づくりを推進する。

(2) 実態把握と取組促進

県教育委員会は各県立学校における勤務時間の実態及び取組の実施状況を把握するとともに、各県立学校における働きがいのある学校づくりに向けた取組を促進する。

第5 県立学校における取組

次の観点から働きがいのある学校づくりに取り組む。また、具体的な取組については、毎年度別に定める。

(1) 業務量の適切な管理

ア 在校等時間の適正な管理等

県立学校の管理職は、すべての教職員に対して、校外において職務に従事している時間も含め、「従事時間申告表」等による在校等時間の記録を徹底する。

なお、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。

イ 教職員の意識改革

管理職のリーダーシップのもと、「定時退勤日」等の完全実施に向けた校内体制の確立とともに、すべての教職員が参画し主体的に取り組むことで、教職員の意識改革を図るとともに、自身のタイムマネジメントの確立を推進する。

ウ 学校業務改善の取組等を通じた教職員の総業務量の削減

組織体制及び勤務環境を整備するとともに、先進事例の取組促進、ICTを活用した校務・業務の効率化を図る。

エ 外部人材の積極的な活用の推進

県立学校教員等の長時間勤務の縮減を図るため、必ずしも教員が担う必要が無い業務について外部人材を積極的に活用する。

(2) 健康及び福祉の確保

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

年次休暇の取得促進、スポーツ休暇などの各種休暇制度等の周知、自己研鑽の奨励、男性の家事・育児への参画等、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

イ 風通しのよい学校づくりの推進

ハラスメントはもとより、教職員の悩み事について、相談窓口の活用や倫理観を

高める研修の実施などを通じて、相談しやすい雰囲気を醸成し、風通しのよい学校づくりを推進する。

ウ 健康管理の徹底

教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を受診させるとともに、労働安全衛生法によるストレスチェック制度の周知と全職員受診を徹底する。

また、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が一定時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。

なお、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間の確保に努めること。

(3) 意識醸成を図るための取組

本方針が実効性のあるものとなるためには、教職員一人ひとりが本方針の趣旨を理解した上で、業務量の適正な管理に向けた取組を行うことが重要であることから、職場研修等を通じて本方針の趣旨・内容について周知徹底を図る。

第6 留意すべき事項等

(1) 労働法制の遵守

県教育委員会及び県立学校長は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等^(注1)の規定を遵守すること。

(2) 在校等時間の適正な認識

本方針は教職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないことを留意するとともに、常に在校等時間の短時間化に取り組むよう周知徹底すること。

(3) 虚偽の記録等の禁止

県立学校の管理職は、教職員に対して、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

(4) 業務の持ち帰り

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

※1 「労働基準法」(昭和22年法律第49号)第34条(休憩時間)、第35条(休日)
「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」(平成6年12月24日条例第43号)第4条(週休日及び勤務時間の割振り)、第6条(週休日の振替等)、第7条(休憩時間)、第9条(船員の勤務時間等の特例)、第12条(休日)、第13条(休日の代休日)

第7 方針の見直し

本方針は、業務量の削減に関する取組の進捗状況等を踏まえ、適宜見直すものとする。